

入札関係不正行為排除・未然防止に
向けた取組みについて（報告）

平成 30 年 9 月

枚 方 市

入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会

《目 次》

1. 経過・目的	_____	P 1
〔事件の経過と対応〕	_____	P 2
2. 課題抽出・検証	_____	P 3
(1) 人材育成の視点〈人材育成検討部会での取組み〉	_____	P 3
(2) 機密情報管理の視点〈機密情報管理検討部会での取組み〉	_____	P 5
(3) 入札制度改革の視点〈入札制度改革検討部会での取組み〉	_____	P 6
3. 今後の進め方	_____	P 9
＜資 料＞		
参考資料 1 委員会の設置について	_____	P10
参考資料 2 委員会の開催状況	_____	P11
参考資料 3 不祥事防止に向けたこれまでの主な取組み	_____	P12

1. 経過・目的

平成 30 年 5 月 18 日、本市元職員が公共施設改修工事の入札において、落札候補者に価格情報を漏洩したとして、「公契約関係競売等妨害罪」容疑により逮捕されました。

こうした市政の信頼を著しく失墜させる事件の発生を受け、市では緊急記者会見を開き、まずは市民及び関係者の皆様に深くお詫びし、把握している事実関係についてご説明しますとともに、今後の捜査への全面協力、また再発防止に向けた早急な取組みを約束いたしました。

また、本市職員には、不祥事を真摯に受け止め、とりわけ秘匿性の高い契約関係情報の適正管理を再徹底しますとともに、こうした不祥事の再発防止を徹底し、市をあげて市民の信頼回復に努めるよう綱紀粛正を求めたところです。

6 月 8 日には、本件が起訴されるとともに、元職員が別件同容疑で再逮捕されたことから、未だ公判も始まっていない状況にはありますが、可能な限り早期に組織・制度の課題を検証・改善し、より信頼性の高い行政執行体制を確保する観点から、6 月 27 日、まず内部検証チーム（庁内委員会）として、「入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会」（本委員会）を設置し、本件の課題検証に取り組んできました。

その後、元職員は、6 月 29 日には前述別件についても追起訴されるとともに、同別件については、「収賄罪」容疑でも逮捕されるに至り、7 月 20 日には追起訴となりました。

8 月 1 日には保釈に至ったことから、接見を試みましたが、保釈要件抵触の恐れもあることから、接見は叶わず、初公判の日程につきましても、現在は未定となっています。

本委員会では、市民の信頼を一日も早く回復すべく、事件発生に至った庁内組織・制度の課題と検証、またその改善策について議論を重ね、今般、入札関係事件の再発防止に向けて、①人材育成、②機密情報管理、③入札制度、それぞれの観点から本報告書を取りまとめましたので、ご報告するものです。

[事件の経過と対応]

日 付	概 要
平成 30 年 5 月 9 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警察本部捜査第 2 課より、昨年度の入札事案について捜査協力要請があり、以降、関係部署において資料提供等対応
5 月 18 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 元職員が、小学校改修工事の制限付一般競争入札に関し設計金額に近似した価格を教示することにより、最低制限価格に近似した額で入札させて同工事を落札させたとされる「公契約関係競売等妨害罪」容疑で逮捕
5 月 19 日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府警察本部捜査第 2 課が枚方市役所（市役所本庁舎、教育委員会きらら）を強制捜査 元職員逮捕を受けて緊急記者会見 （市長、教育長、総務部長、財務部長、総合教育部長） 市ホームページに市長、教育長のお詫びを掲載
5 月 21 日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急理事者会議開催 市長通達「綱紀の粛正について」を发出 「契約関係の書類及び情報の管理について」を全庁照会
5 月 29 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿性の高い情報の適正管理に関する関係課長会議を開催
6 月 1 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> この間の取組みを踏まえ、緊急対応通知「秘匿性の高い契約関係情報の適正管理について」を通知
6 月 8 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 元職員が、別件複数工事における「公契約関係競売等妨害罪」容疑で再逮捕 5 月 18 日の逮捕に係る「公契約関係競売等妨害罪」で起訴
6 月 12 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> 市議会へ全員協議会にて報告
6 月 27 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 内部の検証・検討作業を進めるため、庁内組織である「入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会」を設置
6 月 29 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 元職員が、6 月 8 日の「公契約関係競売等妨害罪」容疑で再逮捕された案件の入札情報を漏らした見返りとして、計 290 万円を受け取ったとする「収賄罪」容疑で再々逮捕 6 月 8 日の逮捕に係る「公契約関係競売等妨害罪」で起訴
7 月 20 日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 6 月 29 日逮捕に係る「収賄罪」で起訴
8 月 1 日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪地方検察庁が元職員を保釈

2. 課題抽出・検証

事件発覚後（本委員会設置前）、市が再発防止に向け、最初に取り組んだのが、職員への綱紀の粛正であり、「秘匿性の高い情報に対する意識向上」と「業者等利害関係者との関係に対する意識の徹底」に基づく、「最善の情報管理の推進」を希求したものでした。

こうした早急な対策を講じることに併せ、入札・契約手続きにおける「公務員倫理・コンプライアンス意識の保持に関する【人材育成の視点】」、「秘匿性の高い情報の適正管理に関する【機密情報管理の視点】」、「入札・契約制度のあり方に関する【入札制度改革の視点】」を3つの視点に、本委員会を構成し、それぞれの検証をスタートしました。

（1）人材育成の視点（人材育成検討部会での取り組み）

人材育成検討部会では、「公共工事の入札及び契約に関わる職員のコンプライアンス意識に関すること」を担任事務とし、人材育成という観点から、公共工事の入札及び契約に関し、全職員のコンプライアンス意識のさらなる醸成を図り、全職員が不正行為を行わない、また不正行為の兆しを見逃さない組織を実現することを目的として、現状の課題・問題点の抽出と、その解消に向けた検討を進めました。

これらの課題を解消し、目的を達成するためには、職員一人ひとりの当事者意識と、管理監督を担う職員のマネジメント能力の更なる向上が不可欠であり、今後の人材育成においては、このことを念頭に置き、全庁的な取り組みを進めていく必要があると考えています。

なお、検討については、今回の事象に対応するものとして進めてきましたが、結果として、一部の課題では倫理意識の向上につながる全体的な取り組みを推進する必要性も含めて集約しました。

○現状における課題・問題点とその解消に向けて

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>① 不正行為防止等に関する制度内容の職員への浸透度</p> <p>不正行為の防止などに関連した職員倫理やコンプライアンス意識、不祥事の未然防止に向けた制度は一定構築されているものの、部署ごとに、業務において取り扱う情報の内容に違いがあることもあり、これらの制度の浸透度合いにばらつきがあり、全ての職員に十分に浸透している状況にはなっていない。</p>	<p>不正行為防止等に関する制度が多岐にわたっており、情報量が多く混乱してしまっていることが懸念されるため、業務において取り扱う情報の内容に応じるなどポイントを絞って浸透させていく必要がある。</p>

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>② 担当職員の相談体制</p> <p>公共工事の入札及び契約に関わる担当職員が、事業者側からアプローチを受けた場合や、その対応に迷った際の相談体制が、統一的に明文化されていない。</p>	<p>「社会的妥当性を逸脱した苦情等への対応マニュアル」について具体的に周知するとともに、公共工事の入札及び契約に関わる部署における事業者からの接触に対する対応方法や相談体制の明文化など、業務に適合した対応マニュアルの整備と周知が必要である。</p>
<p>③ 職員倫理研修の対象者</p> <p>職員倫理に関する研修については、入職時と昇任・昇格時に実施しているが、長期間昇任・昇格していない職員にあっては、長期にわたり、倫理研修を受講する機会がない状況となっている。</p>	<p>当該補職に就いて5年目、10年目等、在職年数による研修の実施など、すべての職員が倫理研修を定期的に受講できる仕組みが必要である。</p>
<p>④ 職員の意識醸成</p> <p>公務員倫理やコンプライアンス研修等のテーマが多岐にわたっており、その実施が必ずしも不正行為の防止に向けた意識の醸成につながっていない。</p>	<p>職員一人ひとりが今回の事象を他人事と考えるのではなく、自らも当事者となりうるということを意識することが大切であり、日常での継続的な取組みやワークショップ形式の参加型研修の実施など、不正行為の未然防止についての当事者意識の醸成に向けた取組みが必要である。</p>
<p>⑤ 適切な人員配置</p> <p>委託や工事の担当部署等における職員については、事業者との過度の接触を避けるため、適切な期間で人事異動することが望ましいが、業務の専門性から異動先が限られている。</p>	<p>不祥事の未然防止に向けては、定期的な人事異動のみならず、担当換え等も行い、事業者との過度な接触を絶つことができる取組みのほか、倫理観の醸成など人材育成の取組みも重要である。また、公共工事の入札及び契約に関わる業務については、担当職員の孤立を防ぐ観点からも、事業者との接触も含めて複数の担当者で対応することが望ましいと考える。</p>
<p>⑥ 不正行為の兆しを見逃さない組織風土</p> <p>不正行為に対する危機意識が希薄で、ごく身近で生じている不正の兆しを見逃している可能性がある。</p>	<p>公務における不祥事や不正行為は、全職員が全ての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有することが大切であり、特に上司である管理監督職員が中心となって、不正行為の兆しを見逃さない組織風土を醸成していく必要がある。</p>

(2) 機密情報管理の視点〈機密情報管理検討部会での取組み〉

機密情報管理検討部会においては、5月18日以後に緊急に行った調査等の内容を共有した上で、今回の事件を契機として、事務改善を図るべく、①真に厳格に取り扱うべき情報をできるだけ限定的に特定するならば、対象とすべき文書は何か、②一方で違算防止の要請があり、一方で情報を限定的に取り扱うべきとの要請がある中、これら二つの要請をどう調和させるべきか、について検討するとともに、これを阻害する要因を洗い出し、その実現に向けた課題を、次のとおり集約しました。

○現状における課題・問題点とその解消に向けて

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>① 機密情報として取り扱う文書及び情報を共有すべき範囲</p> <p>違算防止のためにも、一定の共有は必要であるが、無制限に同じ部署の職員が知り得る状況は好ましくない。</p>	<p>工事設計金額が概ね確定するときから契約を締結するまでの間の文書及び情報につき、当該文書及び情報を共有した職員が、後日においても容易に特定できるよう、情報取扱者の一覧を保管しておくことが必要である。</p>
<p>② 機密情報として取り扱う文書及び情報の保管方法</p> <p>紙文書については、施錠可能な保管庫に収納することが必要である。しかし、施錠可能な保管庫が不足している。</p> <p>設計積算システムや財務会計システムについては、同じ部署の職員が誰でも見ることができる状態である。</p>	<p>紙文書については、施錠可能な保管庫に収納し、施錠管理の責任体制を明確にすることが必要であることから、施錠可能な保管庫が不足している部署につき、施錠可能な保管庫を必要な数だけ確保することが必要である。</p> <p>設計積算システムや財務会計システムについて、パスワードによるアクセス制限、十分なログの記録等ができるよう、システム改修を実施する必要がある。</p>

(3) 入札制度改革の視点〈入札制度改革検討部会での取組み〉

入札制度改革検討部会においては、入札関係不正行為に至る原因について検証を行い、そこから、現状における課題及び不正行為の排除・未然防止に向けた取組みについて、検討を行うこととしました。

その結果、工事担当課においては、設計価格、契約課においては、予定価格、最低制限価格等の入札及び契約に係る価格情報を知り得る職員の範囲が、当該課員の広範囲に及ぶこと、また、設計価格を知り得ることにより、予定価格、最低制限価格が安易に推測できることから、価格情報を知り得た者が、推測できないようにする方策を検討することが、不正行為排除・未然防止に繋がると考え、以下のとおり集約しました。

○現状における課題・問題点とその解消に向けて

「公共工事の入札及び契約に関する事務の処理体制」について

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>① 入札及び契約に関する事務手続きの見直し</p> <p>現在、工事発注課の建設工事の施行決裁等においては、価格情報を記載せずに持ち回りによる回付を行う等、入札・契約に関する情報の取り扱いは、より限定的・局所的としている。</p> <p>また、契約課においても、入札・契約に関する資料については、施錠できるロッカーに保管する等、厳重な管理を行っている。</p> <p>一方、事務手続きに係るミスを防止するため、担当グループ職員によるチェック体制強化や工事担当課と契約課との契約締結依頼手続きにおける関係書類を庁内組織メールで送付を行う等、一部の職員に限定されているものの、複数職員が閲覧できる状態にもある。</p>	<p>入札及び契約に関する事務手続きにおいて、工事担当課及び契約課内での発注情報や価格情報については、限定的・局所的及び厳重な取り扱いとしているところであるが、一部の手続きの中で複数職員が閲覧できる状態であることから、以下の点について、さらに強化することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内組織メールにて送付している契約締結依頼様式に価格情報が記載されていることから、当該項目を削除する。 ・ 工事担当課と契約課との価格情報を含む発注情報のやり取りにおいて、組織メールを利用せずに、個人から個人への送受信等を行う。 また、工事担当から契約課への工事契約依頼については、金入り設計書が添付されているため、現在行っている紙ベースでの依頼をなくし、担当職員間でデータのみの依頼とする。 ・ 契約課において、各グループ（工事・委託・物品）毎でPドライブ等を設置し、各グループで扱う入札及び契約に関する情報について、より限定的なものとする。

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>② 工事設計金額をわかりづらくする仕組みづくり</p> <p>現在、工事発注課において、設計・積算作業を行っているが、その設計金額等の確認作業については、課内の担当グループや各グループ間、又は他部署に協力を求め確認作業を行っており、確認時の設計書の取り扱い等についての取り決めは、現在行っていない。</p>	<p>1件の入札案件につき、工事設計図書の積算等確認を複数に分割して行い、事業主管課長が指定する極めて限定した職員（又は契約担当課）が、最終的に1つの工事設計図書にまとめることにより、全体の設計金額を知る職員を限定的にすること等を検討する必要がある。</p>

「入札・契約制度」について

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>① 予定価格等の公表時期の見直し</p> <p>公共工事の予定価格や最低制限価格等（以下、「予定価格等」という。）の公表時期については、これまで事前公表であったものを、平成22年度以降、段階的に事後公表に切り替え、平成28年度には予定価格等についてはすべて事後公表とし、適正な競争の確保や不良・不適格業者（積算能力を欠く者など）の排除に取り組んできたところである。</p> <p>しかし、一方で事後公表による弊害として、予定価格等の情報を探る、漏らすといった不正行為に至る恐れがある。</p>	<p>価格情報の漏洩等を防止する観点から、予定価格等の公表時期について、検討する必要がある。</p>
<p>② 最低制限価格等の算定方法の見直し</p> <p>現在、本市における公共工事の最低制限価格等については、ほとんどの自治体が採用している、中央公共契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が定める最新のモデルに準じ、設計額の内訳の項目に「枚方市最低制限価格の設定に関する要綱」に示された一定の率を、それぞれの項目に乗じて算定している。また、同要綱については契約課ホームページで公表を行っている。</p> <p>従って、設計価格を知り得ることにより、予定価格、最低制限価格が安易に推測することができる。</p>	<p>価格情報を探るといった不正行為を防止するためには、ランダム係数を乗じる方法（最低制限価格に無作為のランダム係数を乗じ、算定する。）や価格変動型（入札金額の平均額に一定の割合を乗じ、算定する等）を導入することにより、入札当日まで最低制限価格等が誰にもわからないため、事業者が価格情報等を探ろうとする不正な働きかけや価格漏洩などの不正を未然に防止することが可能となる等、一定の効果があると認められることから、その導入について、検討する必要がある。</p>

現状における課題・問題点	取組みの方向性
<p>③ 入札監視員の職務等</p> <p>現在、本市においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」により、透明性の確保に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に対して求められていることから、入札及び契約手続の適正かつ公正な執行を図るため、「枚方市入札監視員設置要綱」を制定し、入札監視員を設置している。</p> <p>主な職務としては、入札及び契約手続きの状況審査、また、入札方法、執行等についての意見聴取や、談合情報等についての審査に係る意見聴取である。</p> <p>談合情報が寄せられた場合は、入札監視員の意見を踏まえ、必要に応じて、事業者及び職員に対し、庁内の「枚方市談合情報対応緊急会議」がヒアリング等を行っているが、本市職員が実施していることから、不正行為への抑止力に繋がる効果としては疑問が残る。</p>	<p>本市職員が絡む談合情報が寄せられた場合、これまでのとおり職員間でヒアリングを行っても効果がないと考えられるため、入札監視員によるヒアリングを行うことが不正の抑止力を含め、有効な手段であると考えられるが、その効果や手法について、検討する必要がある。</p>

3. 今後の進め方

今後、本市としては、市民の信頼を早期に回復すべく、全職員が一丸となり、適正かつ適切な組織運営・情報管理の下、公平で透明性の高い入札・契約関係制度の運用を図り、公正で清潔な市政を確立していかなければなりません。

このため、本報告書に基づき、去る平成 30 年 9 月定例会議会において、地方自治法第 138 条の 4 に基づく附属機関として設置した「入札不正行為排除・防止検証委員会」（第三者委員会）に、事件の経過と組織・制度の課題について報告しますとともに、改めて、中立公平な立場から客観的に検証・分析・提言いただきたいと考えています。今後は外部委員会の下、総括されます答申、具体的な改善策・再発防止策をしっかりと踏まえ、不正行為を排除した公正で清潔な行政運営の礎となる、「人材・組織・制度」の改善・改革につながる取組みを着実に推進し、早期の市民の信頼回復に努めてまいります。

参考資料1 委員会の設置について

設置目的：本市発注工事における入札関係不正行為の発生を受けて、公共工事の入札及び契約に関する職員のコンプライアンスに関する意識、情報の管理その他の事務の処理体制及び制度を検証するとともに、入札関係不正行為の再発防止に向けた取組みについて検討するため。

入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会

委員長：総務部長

副委員長：財務部長

委員：総合政策部長、都市整備部長、土木部長、総合教育部長、上下水道経営部長、上下水道事業部長、市立ひらかた病院事務局長

事務局：人事課

担当事務：公共工事の入札及び契約に関わる職員のコンプライアンスに関する意識に関すること及び、情報の管理その他の事務処理体制に関すること。公共工事の入札制度及び契約制度に関すること。

人材育成検討部会

座長：総務部次長

副座長：総務部副参事

部会員：人事課長、コンプライアンス推進課長、教育政策課長、上下水道経営室課長、市立ひらかた病院事務局総務課長

事務局：人事課

担当事務：公共工事の入札及び契約に関わる職員のコンプライアンス意識に関すること。

機密情報管理検討部会

座長：総務部副参事

副座長：総務部次長

部会員：行革推進課長、コンプライアンス推進課長、情報推進課長、契約課長、工事検査課長、施設整備室課長<2人>、道路河川整備課長、みち・みどり室課長<2人>、まなび舎整備室課長<2人>、浄水課長、上下水道工務課長、上下水道保全課長、汚水整備課長、雨水整備課長、下水道施設維持課長

事務局：コンプライアンス推進課

担当事務：公共工事の入札及び契約に関する情報の管理に関すること。

入札制度改革検討部会

座長：財務部次長

副座長：総務部次長

部会員：コンプライアンス推進課長、契約課長、施設整備室長、土木部次長、みち・みどり室長、まなび舎整備室長、上下水道事業部次長<2人>

事務局：契約課

担当事務：公共工事の入札及び契約に関する事務の処理体制並びに公共工事の入札制度及び契約制度に関すること。

参考資料2 委員会の開催状況

日 付	開催会議	案件等
7月11日(水)	第1回 入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会	担当事務の確認及び今後の検討の進め方について
7月23日(月)	第1回 機密情報管理検討部会	5月18日以降の取組み報告及び、これからの取組みについて
7月31日(火)	第1回 人材育成検討部会	これまでの不祥事防止に向けた主な取組み及び、今回の事象における課題について
7月31日(火)	第1回 入札制度改革検討部会	公共工事の入札及び契約に関する事務の処理体制並びに公共工事の入札制度及び契約制度について
8月6日(月)	第2回 機密情報管理検討部会	今後の取組みについて望ましい形とは、またそれを実現するために必要な措置(課題と対応策)について
8月10日(金)	第2回 人材育成検討部会	今回の事象発生時の課題・問題点とその解消に向けて(意見集約)
8月16日(木)	第2回 入札制度改革検討部会	課題及び不正行為排除・未然防止に向けた取組みについて(意見集約)
8月17日(金)	第2回 入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会	各検討部会における検討内容の報告について 第三者委員会の設置について
9月25日(火)	第3回 入札関係不正行為排除・未然防止検討委員会	「入札関係不正行為排除・未然防止に向けた取組みについて(報告)」のとりまとめについて

参考資料3 不祥事防止に向けたこれまでの主な取組み

区 分	目的・概要等
公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例 (平成 13 年 10 月)	<p>公務員が全体の奉仕者であり、その職務が公務であることに鑑み、その職務の執行に対し支障となる事象の防止を図るとともに、公務に対する市民の信頼を高めることを目的とする。</p> <p>⇒ 職員倫理ハンドブック（平成 21 年 4 月）や倫理小冊子（カード）、職員倫理に関する早わかりガイド(ポケット版)などを作成。</p>
職務の執行に対する意見、要望等の記録等 (平成 19 年 4 月)	<p>職務の執行に対する意見、要望等の記録の作成、不相当要求行為の公表等を行なうことにより、公務の執行に対して支障となる事象を防止し、もって適正な公務の執行及び健全な市政の運営の確保を図る。</p> <p>⇒ 意見要望等の件数を公表（28 年度件数：2,400 件＋文書分 686 件）</p> <p>* 職務の執行に対する意見、要望等の記録等に関する条例</p>
内部通報制度 (平成 21 年 4 月)	<p>内部通報に係る事実を速やかに認識し、及び当該事実に対して適切な対応を行い、その発生による危機の回避や極小化を図り、倫理の保持及び法令の遵守を推進する。</p> <p>通報の対象となる事実は、①公益通報者保護法に「通報対象事実」として規定される法律に違反する犯罪行為等②組織的又は個人による不正、違法、反倫理的行為。</p> <p>* 枚方市内部通報制度運用規程</p>
懲戒処分等の公表 (平成 22 年 6 月)	<p>職員の違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等に対し、厳正に実施した処分の内容を公表することにより、公務に対する市民の信頼を確保し、透明で公正な姿勢を確立するとともに、職員の服務規律及び倫理の保持に対する一層の自覚を促し、不祥事を未然に防止する。</p> <p>公表する内容は、①事案の概要②処分内容及び処分年月日③被処分者の所属、補職及び年齢で、場合により被処分者の氏名も公表する。</p> <p>⇒ 公表件数（28 年度分）： 1 件（停職）</p> <p>* 枚方市懲戒処分等の公表指針</p>

区 分	目的・概要等
職員の退職管理 （平成 28 年 4 月）	<p>公務の公平性と信頼性を高めるため、地方公務員法の改正に基づき、①元職員による働きかけの規制②再就職情報の届出の義務化・公表③違反者に対する罰則に関する規定を定める。</p> <p>⇒ 公表件数（29 年度分）： 9 件（うち外郭団体 5 件）</p> <p>* 職員の退職管理に関する条例</p>
公務員倫理研修	<p>職員のコンプライアンス意識向上のため、公務員倫理研修を実施。</p> <p>平成 29 年度は、職場研修主但者を対象に実施するとともに、不祥事撲滅に向けて、全ての職員が意識向上の機会とできるよう公務員倫理研修を職場研修の必須課題とした。また、新入職員研修や新任者（主任・係長・課長代理・課長）研修において公務員倫理研修を実施した。</p>
服務規律確保の通達	<p>毎年 6 月と 12 月の年 2 回、コンプライアンスの徹底をはじめとする「服務規律の確保について」を市長から全職員に発出し、各職場の朝礼の場で読み上げるなど周知徹底を図っている。</p>
適切な人事異動	<p>特定の行政分野に精通した人材の育成にも配慮しながら、長期在課者の解消とジョブローテーションの取組みなど庁内の活性化を推進するとともに、行政サービスの水準を低下させることなく効果的・効率的な執行体制の確立を図る。</p>